と、同規則第六十一条中「売却代金」とあるのは「会社更生法第百八条第一項又は同法第百十二条第二項の規定により納付された金銭」と、同規則第六十二条の二第二号及び第六十二条の三第一項第二号中「債務者の氏名又は」とあるのは「更生会社の」と読み替えるものとする。

2　第十条の十一の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第五項の規定は、前項において準用する民事執行規則第五十九条第三項の規定による通知については準用しない。

（映像等の送受信による通話の方法による関係人集会・法第百十五条の二）

第二十八条の二　法第百十五条の二第一項に規定する方法によって関係人集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に関係人集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（調査委員の関係人集会への出席等）

第二十九条　［略］

2　裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所並びに管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主、外国管財人及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者が調査委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、調査委員に同項に規定する報告又は意見の陳述をさせることができる。

3　関係人集会において、前項に規定する方法によって調査委員に報告又は意見の陳述をさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

4　調査委員に第二項に規定する方法によって報告又は意見の陳述をさせ、かつ、裁判長が裁判所書記官に調書の作成を命じたときは、同項に規定する方法により報告又は意見の陳述をさせた旨及び前項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）

第三十六条　［略］

［2・3　略］

4　更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

［5　略］

2　第十条の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第五項の規定は、前項において準用する民事執行規則第五十九条第三項の規定による通知については準用しない。

［新設］

（調査委員の関係人集会への出席）

第二十九条　［同上］

［新設］

（更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）

第三十六条　［同上］

［2・3　同上］

4　更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写しを添付しなければならない。

［5　同上］